



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第720号 令和6年7月12日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
358	生活保護法の規定による指定介護機関の指定を取り消した件	地域共生推進課
359	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
360	同	同
361	同	同
362	同	同
363	森林管理重点地域の指定が失効した件	同
364	同	同
365	同	同
366	道路の区域を変更する件	高規格道路課
367	同	同
368	同	同
369	道路の供用を開始する件	同
370	同	同
371	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
61		公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	

徳島県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
△ 有限会社セリアスホー	徳島市一宮町片山三三三 一三三	有限会社セリアスホー △訪問介護事業所	徳島市一宮町片山三三 三一九	訪問介護	令和六年六月 二十八日

徳島県告示第三百五十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字江畠四二一の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字江畠四二一の（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百六十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字奥屋敷九二の一、九二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥屋敷九二の一・九二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百六十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字柿谷二七五、二七八・二七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）（二八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柿谷二七五・二七八・二七九・二八一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百六十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村坂瀬一六四の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百六十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域  
那賀郡那賀町坂州字後谷一の二二及び四の五
- 二 指定の効力が失われた日  
令和六年六月二十一日

徳島県告示第三百六十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域  
那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六
- 二 指定の効力が失われた日  
令和六年六月二十一日

徳島県告示第三百六十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域  
那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、三三の一五、三三の一六及び二九の三

- 二 指定の効力が失われた日

令和六年六月二十一日

徳島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
三一九号	三好市山城町大野字上ワタリ七一七番一地从から 同 茂地字甘艸七二九番三地从先まで	旧	三・四〇一七・九	八九〇・〇
	同	新	一〇・一〇七二・二	八九〇・〇

徳島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

212	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新浜勝浦		勝浦郡勝浦町大字沼江字 了仙寺二六番一地从先から 同 大字星谷字 石田三四番一地从先まで	同	新	八・一〇・四	五八六・八
				旧	八・一三・一	五八六・八

徳島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

401	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳴門徳島自 転車道		徳島市川内町米津三四三 番地先から 同 番一地先まで 三三三 一	同	旧	二・〇〇〇五・四	一四六・〇
				新	二・四〇一四・八	一六七・五

徳島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

212	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		新浜勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字了仙 寺二六番一地从り 同 大字星谷字石田 三四番一地从り	五八六・八	令和六年七月十二日

徳島県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

401	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
鳴門徳島自 転車道		徳島市川内町米津三四三番地 先から 同 地先まで	三三一 番一	一六七・五	令和六年七月十二日

徳島県告示第三百七十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達をする特定役務の名称及び数量  
県立学校ネットワーク論理構成図等作成業務 一式
- 2 調達をする特定役務の特質等  
入札説明書による。
- 3 業務委託期間  
契約締結日から令和七年二月二十八日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書等の受領期限及び提出場所

- (一) 受領期限  
令和六年八月五日（月曜日）午後五時
- (二) 提出場所  
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 〇八八―六二一―二〇六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先  
郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

電話 〇八八―六二一―三〇五二

電子メール kyoui.kudxsui.shi.nka@pref.tokushima.lg.jp

- 2 入札説明書の交付期間

令和六年七月十二日（金曜日）から同年八月五日（月曜日）まで

- 3 入札説明書の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

- 5 入札内容についての問合せ方法等

入札説明書による。

- 6 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限、提出場所及び提出方法

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（

以下「一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を県の指定する様式により、(一)に掲げる受領期限までに(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。なお、県から一般競争入札参加資格確認申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (一) 受領期限

令和六年八月五日（月曜日）午後五時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「県立学校ネットワーク論 理構成図等作成業務参加表明書在中」と朱書き、書留郵便にて、受領期限までに必着のこと。）

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする特定役務の様子が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、(一)に掲げる受領期限までに(二)に掲げる提出

場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (一) 受領期限  
令和六年八月五日（月曜日）午後五時
- (二) 提出場所  
郵便番号 七七〇―八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当
- (三) 提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「県立学校ネットワーク論理構成図等作成業務応札仕様書等在中」と朱書き、書留郵便にて、受領期限までに必着のこと。）

## 七 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
  - (一) 日時  
令和六年八月二十三日（金曜日）午後一時三十分
  - (二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県庁十一階 一〇六会議室
  - (三) 入札書の提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便にて、2の(一)の受領期間内に必着のこと。）
- 2 郵送による場合の入札書の受領期間、宛先及び提出方法
  - (一) 受領期間  
令和六年八月十三日（火曜日）から同月二十一日（水曜日）まで
  - (二) 宛先  
郵便番号 七七〇―八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当
  - (三) 提出方法  
封筒の表面に「県立学校ネットワーク論理構成図等作成業務入札書在中」と朱書きすること。

## 3 入札方法

入札金額は、見積もった総額を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金

額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
- (四) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (五) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (六) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (七) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「県立学校ネットワーク論理構成図等作成業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六の2によりこの公告及び入札説明書に示した特定役務の提供について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 八 契約手続に関する事項

##### 1 契約書の作成の要否

##### 2 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 九 その他

詳細は入札説明書による。

#### 十 Summary

##### 1 Subject Matter of the Contract

Prefectural School Network Logical Configuration Diagram Creation

##### 2 Period for the Submission of Bids

Hand delivered submissions: August 23th, 2024 by 1:30 PM

Submissions by mail: Must be delivered between August 13th,

2024 and August 21th, 2024.

##### 3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division,

Tokushi na Prefectural Board of Education 1-1 Bandai-cho Tokushi na City,  
Tokushi na Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail : kyoudokudxsuisnika@pref.tokushi.na.lg.jp

徳島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、美馬市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があった。

令和六年七月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
穴吹農村環境改善センター一階多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地